

## 一 報告の概要

## 1 課題設定

## 1) 最大の論点：「身分制に規定された独自の政治と宗教の関係（政教関係）が成立」

- ・寺院法度発布・寺請制度成立・本末帳編纂などで僧侶身分が確定されたことにより様々な宗教活動についての許認可権を幕府は掌握するが、各宗の教義内容については武家政権として管轄外であるという理由で介入しなかったために、幕府と仏教教団との間で「政教の棲み分け」が成立した。

## 2) 宗教政策に関わる先行研究を批判

- ・高埜利彦氏：（「王法為本」）の存在は許したが、仏法や神権が王法・王権に優越するという信仰（「仏法為本」）をもつ宗教は徹底的に禁止した）。
- ・小林准士氏：幕藩権力による甲・乙・丙・丁という宗教紛争対処の四方針を示した上で、最終的には幕府が宗意判定権を保持したと主張。

→公認の宗教・宗派が定まる近世前期の検討を史料に即して行うことで、両氏のような研究を批判する。宗意判定権＝教義内容の正邪を判定して強制できる正統的権利

## 2 宗派紛争と政権 《1)～3)が浄土宗、4)～6)が法華宗、7)が浄土真宗の事例》

## 1) 浄土宗の安心問答・異義事件

- ・念仏によって煩惱が減尽するか否かを争う論争。滅尽論を主導する源誉存応が家康に帰依されており、家康の支援もあって不滅論が禁止される。本山による教学統制権（甲原則）が進展した。

## 2) 徳右衛門異義事件

- ・特異な教説で布教を行った京都近郊の有力者徳右衛門を、本山知恩院が京都所司代と連携して取り締まった（甲原則と関連）。

## 3) 法華宗日経と浄土宗との宗論

- ・慶長13年、江戸城で対面論争（乙原則）。浄土宗寄りの舞台設定で日経が負ける。家康が法華宗の教えの正否を判定して法華宗に強制した事実はない。教義を判定する立場になく、僧侶としてのあり方を非難した。日経は宗論後も信仰を継続した。

## 4) 大坂対論

- ・慶長4年、東山大仏出仕を拒否した不受派の日奥が受派の僧侶と大坂城で対面論争。家康は上意に従わない（「上位ヨリ仰セ付ケラルル大仏ノ出仕ヲ謗法ト簡ハハ」）日奥を諸宗共通の原則に基づいて処罰した。家康が教義の正しい解釈を示して日奥を帰服させたものではない。
- ・大坂対論を契機に法華宗では筆記による論争が志向された。日奥の論争書では日蓮の書状・著作等を始めとする様々な文献を引用しつつ主張が展開された。

## 5) 身池対論

- ・寛永7年、受派の身延久遠寺日暹と不受派の池上本門寺日樹が江戸城での対面論争と筆記論争。身延の勝利。日樹らは追放されるが、理由は「権現様御さはき」に違反したことである。教義内容の正否・優劣を問わない追放刑。

## 6) 寛文期の不受派弾圧

- ・幕府が寛文印知に際して寺領宛行を供養と見なす手形の提出を求める。手形に「慈悲」の語を加える立場が許されており、幕府は教義内容に踏み込んだ支配を行っていない。

## 7) 承応の閼牆

- ・ 禅心学的な教説を説いた学寮能化西吟と月感との論争。井伊直孝は学寮が「新義」に当たると門主の良如に異見。しかし、教義や学問活動自体の否定ではない。月感も処罰しており政治的・形式的処置を取った。

### 3 政教の棲み分けによる思想と行動

- ・ 前田利家：「仏法之批判難計候」、仏法の領域における本願寺の処断を容認。
- ・ 梅津政景：宗旨のことは関知しないので、宗論ならば江戸か駿府へ行くべき。
- ・ 萩藩：武家領主は寺院内部に不案内なので、先規に従えと命令。万治3年に「諸寺法度条々」制定。幕府や本寺に従い、学問などに従事し、紛争を起こさないことを規定。
- ・ 太平記読み：国政から切り離された僧侶身分と、呪術から切り離された国王の統治を定立し、あるべき政教関係を提示。
- ・ 日奥『宗義制法論』：不受不施派も世間と仏法を区別して論じている。

### 4 結論

- ・ 政教の棲み分け：幕藩領主が政治支配の論理を掲げる一方で、寺院・僧侶は教学を含む独自の職分の担い手となった。幕府もそれを命じた。
- ・ 近世の世俗化：世俗と宗教の分化と理解。政教が無関係になるわけではない。
- ・ 宗論の性格：公平性の演出。教義・信仰自体が見落とされることも。論争書は論駁と誹謗が混在。
- ・ 俗人の帰依次第の背景：民衆は、寺院・僧侶の職分に抵触した場合、不利になった。

## 二 批判点

### 1 近世仏教像について

- ・ 報告者が質疑で強調したように、従来の研究で示されてきたステレオタイプ的な近世仏教像が本当に正しいか否かは慎重に判断されるべきである。近世前期における幕府による仏教統制の典型例として提示されてきた日蓮宗不受不施派の問題などについて、史料に基づき抑制的に検討して新たな解釈を示そうとした本報告の方向性は理解できる。

### 2 宗意判定権について

- ・ 質疑で小林准士氏が述べたように、東山大仏千僧会出仕を拒んだ日奥の行動は、豊臣政権に対する不受不施義に基づいた折伏を意味しており、大坂対論において上意に反したという理由で日奥を処罰した家康は宗意判定をしたとする解釈も成り立つであろう。
- ・ 上野氏は、教義内容の正邪を判定し強制する権限という限定した内容で宗意判定権を解釈しており、小林氏の見解には服さない立場である。
- ・ ただ上野氏は、幕府は教義内容に介入しないが教団の行動には規制を加えている、幕府が教団の行動に規制を加えた結果として教義を抑圧する場合もあると質疑で述べた。
- ・ 教義の内容とそれに基づく教団の行動は不即不離の関係にあるとするのが宗教史研究の一般的な捉え方であろう。近代宗教史研究は、明治憲法28条の「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」信教の自由を認める規定に基づき、内心の信仰を認めるが外面に現れる行動は規制するというスタンスで国家が宗教を統制したことについて、両者は弁別しがたい存在であることを論じてきたのではないのか。評者としては、上野氏の論じ方に奇異な印象を受けた。

### 3 政教の棲み分け論を展開する積極的意義について

#### 1) 「教」の側から見た政教関係論の必要性

- ・ 幕府が教義内容に介入しなかったために、政教の棲み分けが成立し、僧侶が独自の職分を担ったとい

うことは、仏教教団にとってどのような意味があったのか。

- ・本報告の組み立て方は、小林氏の研究を批判することに力点が置かれているために、「政」の立場から見た教団統制の類型分析が主になっている。宗論の結果として教団・僧侶がどのような自己展開を遂げたかという問題への言及が弱い。

## 2) 「正」・「邪」の問題

- ・質疑において、幕府の介入には近世前期と後期では段階差があるのではないかと、近世前期においては「正」の規準は曖昧なのではないかと大橋幸泰氏が指摘したが、評者も同意見である。
- ・教団教学の形成に関する西村玲氏の研究【西村2018】：「教団体制が確立されていくにつれ、それまであいまいなところもあった宗派間の境界は明確化され、兼学・兼行が不可能な近世的宗派が形成されていった。その際に求められたのは、各宗各派による特徴的な固有の教学であり」、「各宗にそれぞれ僧侶の教育と研究のための学問所である檀林や学寮が設けられ（中略）各宗の主たる檀林は、ほぼ十六世紀半ばから十七世紀前半につくられている」（15頁）、「近世前期から中期には、大蔵経以外の仏書出版も盛んになった。（中略）これら各宗における典籍の整備は、本山権威と檀林教学を実質的に支える役割を果たすとともに、その後の宗学研究を大きく発展させた」（56～58頁）
- ・天台宗では、近世前期は天台教学の時代区分では中古天台の時期であり、本覚思想の影響で宗意が極めて混乱していた。輪王寺宮の主導で、享保期にいたり統一的な顕教の解釈がまとまり『天台宗論義二百題』が編纂される【島地1929、古宇田1966】。
- ・教団教学が未発達な近世初期の段階で、宗意の何をもって正しいとするかを判断するのはそもそも無理なのではないか。受不施と不受不施は、権力との関係の問題でもあるので正否についての判断基準を設けられるのかもしれないが。

## 3) 日蓮宗における宗論の結果としての教学形成

- ・近世初期からの宗論などの様々な議論の結果、次第に教団教学が形作られて、正統・異端の判断ができるようになるという歴史的展開を念頭に置く必要がある。
- ・日蓮宗檀林の修学内容についての西村玲氏の指摘【西村2018】：「信長の叡山焼き打ちによって（中略）難を避けて日蓮宗に入った学僧が、天台宗の『法華経』関連の講義を行った。（中略）元禄までの一〇〇年間に（中略）学問研究が進み、初期の天台教理の研究から進んで、独自の日蓮宗学が成立していった」（45頁）
- ・同じく窪田哲正氏の指摘【窪田2017】：「天台の止観法門を基礎学とする日蓮教学の場合でも（止観法門の受用と実践は、評者注）重要な課題である。江戸時代初期の日蓮宗諸派の檀林では、ことに趙宋天台の教学研究が盛んとなり」（523頁）
- ・同じく木村中一氏の指摘【木村2017】：「（統一権力の形成の結果、評者注）日蓮教団は対論などによる従来の「折伏伝道布教」活動が封じられ、所謂「<sup>しょうじゆ</sup>撰受的な伝道布教」へと移行しなければならなかった」（713頁）、「受派（出仕派）は日蓮教団維持のため為政者との妥協もやむなしとする（中略）撰受開会の立場から天台学を重んじる関西学派であり、不受派（不出仕派）は宗義の純潔性を守る日蓮遺文第一、折伏主義を主張する旧関東派たる妙覚寺門流であり、（東山大仏千僧会の結果として、評者注）両派の対立となったのである。（中略）（大坂対論の結果、評者注）日蓮以来の不受不施義は関西学派の撰受主義に取って代わられることになった」（715頁）  
→受派（身延山系・関西学派）＝撰受主義（折伏の反対語で相手の行為を受け止めること）・天台学重視、不受派（妙覚寺門流・旧関東派）＝折伏主義という図式
- ・同じく宮崎英修氏の指摘【宮崎1959】：「まず当時の教界を賑わした山家・山外の観心論争は関東の池上・中山と身延系の間に行われている。池上の自証院無間日詔は（中略）四明の教学を以って台学の

正統とし、(中略)これに対し心性院日遠は(中略)山外正統説を強調した」(34頁)。

→受派(身延山系・日遠)＝山外派、不受派(池上本門寺・日詔)＝山家派という図式。

- ・中国宋代の天台僧四明知礼(960—1028)らによる観心釈をめぐると論争(趙宋天台学の山家・山外論争)が、近世日蓮宗の檀林に持ち込まれた。
- ・天台止観の修習は、『摩訶止観』所説の十境十乗の行法によるということが、初祖天台智顛・六祖荆溪湛然以来の原理原則である。宋代に至り、山外派の慶昭・智円らは『摩訶止観』所説の詳細かつ広範な行法に依拠すべきことを主張したが、山家派の四明は十境十乗の要旨を師から学んで行う略観という修行が成り立ちうると主張した。四明は、大衆化・易行化によって天台止観を民衆仏教へ転化させようとした【窪田2017】。
- ・窪田氏によれば【窪田2017】、日蓮は山外派の教説を基礎として独自の一念三千説を展開した(504頁)。日蓮信仰の正統を受け継ぐ不受不施派が、山家派の教説を受容するというねじれが見られるのは興味深い。

日蓮宗門流と教義受容の関係

日昭門流(浜門流)	妙法華寺	一致派		
日朗門流(比企谷門流)	池上本門寺	一致派	不受	山家
日興門流(富士門流)	富士大石寺	勝劣派		
日向門流(身延門流)	久遠寺	一致派	受	山外
日常門流(中山門流)	中山法華経寺	一致派	不受	
日像門流(四条門流)	妙顕寺	一致派		
日静門流(六条門流)	本国寺	一致派	不受	
日什門流(妙満寺派)	妙満寺	勝劣派		
日隆門流(八品派)	本能寺	勝劣派		
日真門流	本隆寺	勝劣派		
日陣門流(本成寺派)	本禅寺	勝劣派		
日尊門流	要法寺	勝劣派		
日奥門流	妙覚寺	一致派	不受	

- ・いずれにせよ、日蓮宗では近世初期における宗論の結果、折伏が封じられ、摂受的な天台教学に基づいた教理研究が進展した→政教の棲み分けによる教学の内在的發展。

#### 4) 浄土真宗における宗論の結果としての教学形成

- ・三業惑乱後の真俗二諦論形成に関しての岩田真美氏の指摘【岩田2010】:「三業惑乱以降は「不如法」なる僧侶の増加とともに、(中略)本山や宗主に敬意を示さない学林所化が増加していた(中略)本山の権威も低下する中で教団体制を強化していくためには、もはや王法為本の「掟」(近世真宗の世俗法を支える蓮如の『御文章』の掟文、評者注)を強調するのみでは門末を統制することが困難になり、従来の「掟」に代わる「何か」が必要になっていた」(6~7頁)。その結果、真俗二諦論が浄土真宗の教理として提示された。
- ・国家神道体制の下での近代真宗教団の自治を支えた真俗二諦論は、三業惑乱によって教団が変質した結果として生み出されたものであった。政教関係は、「政」の側からの分析視点では、身分制社会である近世とヨーロッパ近代憲法の支配原理が導入された近代とでは全く異質だとしか評価できないが、「教」の側から見た場合、教理と教団自治の発展の結果として連続して捉えることができるのではないか。

【参考文献】

島地大等『天台教学史』（明治書院、1929年）／宮崎英修『禁制不受不施派の研究』（平楽寺書店、1959年）／古宇田亮宣編『和訳天台宗論義二百題』（隆文館、1966年）／岩田真美「幕末維新期の西本願寺門主消息にみる真俗二諦の形成過程」（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』32、2010年）／窪田哲正『法華修行論の研究 円戒と観心』（平楽寺書店、2017年）／木村中一「近世日蓮教団の檀林における修学内容についての一考察」（『印度学仏教学研究』65-2、2017年）／西村玲『近世仏教論』（法蔵館、2018年）

- 一 日蓮宗出家得道以來習學階級之次第左ニ申上候
- 一 池上本門寺一派弟子取崩髪いたし、兩三年之内法華經一部習讀相濟候得者、飯高檀林初入勤學仕候次第、
- 一 名目部
- 一 右入學最初ニ御座候、尤三夏聽講仕、四教儀部ニ昇進仕候、
- 一 四教儀部
- 一 右三夏聽講仕、集解部ニ昇進仕候、
- 一 集解部
- 一 右三夏聽講仕、觀心部ニ昇進仕候、
- 一 觀心部
- 一 右三夏聽講仕、玄義部ニ昇進仕候、尤夏敷席數共ニ已滿之者、右之通昇進仕候、
- 一 玄義部
- 一 右八夏聽講仕、文句部ニ昇進仕候、
- 一 文句部
- 一 右之部ハ、人數多次第昇進仕候得者、其數之定リ無ク之、部内ニ而十側程ニ席を分け、初十之側ニ始リ、二之側ニ至リ、部頭一人中座席ニ闕如有之候得者昇進仕候、隨而以下之者次第ニ昇進仕候、
- 一 止觀部
- 一 右中座席者十五人御座候、是者能化を不ニ相立、同席ニ而止觀一部之議論仕候、尤上座五人之内闕如有之候得者、十五人昇進仕候、
- 一 上座席
- 一 右五人有之候、中座席ニ初入之者を五老ト申候、
- 一 五老
- 一 名目之講釋仕、昇進仕候而四老ニ相成、
- 一 四老
- 一 四教儀部之講釋仕、昇進仕候而三老ニ相成、
- 一 三老
- 一 集解部之講釋仕、昇進仕候而二老ニ相成、
- 一 二老
- 一 觀心部之講釋仕候而、板頭ト唱へ申候、尤檀林之執事五人之取計ニ御座候得者、惣締者板頭一人ニ而承り申候、此四人小部之能化故衣服も所化同様ニ御座候、
- 一 右板頭役相勤、二老ニ昇進仕、玄義大部之講釋いたし、紫袈裟衣着用仕、教藏院と申一院に引移、玄
- 義能化ト唱へ申候、最初名目部に入学仕、終り玄義能化相勤候迄凡三十年程年曆を經、檀林を一切成就之出家と申、二先檀林を能出寺職いたし候歟、或者閑居仕候而又三十年程相立候得者、大衆一同之請待ニ預リ、飯高寺住職仕、文句之講釋仕候者を文句能化ト唱へ、是を位階法備満足之出家と申候、
- 一 右文句能化相勤候者、宗門之本山に任職仕候事ニ御座候、惣而一宗諸檀林位階昇進之趣大概如斯ニ御座候得共、檀林之風儀ニ而少々宛違ひ候儀も有之候、拙書共書上之趣者飯高檀林ニ而勤學昇進仕、池上本門寺身延久遠寺に進み候昇進之次第ニ而申上候、
- 一 諸本寺之儀者、諸檀林玄義能化文句能化相勤候者任職仕候、
- 一 諸本寺が末寺住職申付候儀、本寺之目利を以法脉并器不器を相糺し任職申付候、
- 一 觸頭拙書共儀も、諸檀林玄義能化、文句能化相勤候者任職仕候、
- 一 諸末寺聖人之儀者、諸檀林玄義能化以上者任職申付候、但し由緒有之寺院に者、夫が以下集解部以上之所化にも申付候儀も御座候、勿論臨時少分之儀ニ御座候、目又玄義能化相勤候者、其寺ニ而仔細有之、又者建立等之志願ニ而任職仕度旨本山に願出候節者、其趣糺し候上申付儀も御座候、
- 一 法衣之儀者、本山任職之者ハ、紫袈裟緋ニ金紋、或者、緋ニ紋白着用仕候、
- 一 本寺觸頭等者、紫衣之外何色ニよらず、色袈裟者緋ニ金紋白紋付着用仕候、
- 一 聖人以上紫袈裟色衣着用仕候、
- 一 平僧寺之者も、法用之節者色袈裟、衣ハ紫之外何色ニ而も勝手次第ニ着用仕候、
- 一 右書面之趣相違無之御座候以上、
- 一 二本願
- 一 享和元年十一月
- 一 承教寺
- 一 同
- 一 朗愷寺
- 一 寺社御奉行所

「諸宗階級」（『続々群書類従』宗教部2）